

## 令和7年度和歌山県経済動向総合調査業務への質問に対する回答

No.	関連個所	質問	回答
1	【実施要領】2ページ 6.審査方法 (2) ⑤見積額の妥当性	「コストは安く抑えられているか」と記載ありますが、見積金額が予算上限額と比べて低いほど、評価が高いと理解してよろしいでしょうか。	企画提案書の評価基準に関する質問は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けられません。（実施要領2ページ「4.質問」参照）
2	【仕様書】1ページ 3.業務内容 (2)調査 ①産業別景気動向調査	業種は貴県ご担当者と打ち合わせのうえ決定と記載ありますが、件数については何業種を想定されていますでしょうか。	最低5業種程度を想定しておりますが、調査対象の範囲や濃淡等について柔軟に設定し、ご提案いただきますようお願いします。
3	【仕様書】2ページ 3.業務内容 (2)調査 ①産業別景気動向調査	【調査項目例】の横の注記「※下記に限らず調査項目を追加することができる」について、「受託者が企画書内で、調査項目の追加提案が可能」という意味でしょうか。 または、「和歌山県様が打合せの段階で、調査項目の追加指示が可能」という意味でしょうか。	前者です。
4	【仕様書】3ページ 5.その他 (2)	「受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。」は、印刷業務、入力業務、Web調査画面作成業務、デスクリサーチのサポート業務もこれに含まれますか。	業務の全部又は一部の処理を「第三者に委託し、又は請け負わせること」はできないとしている趣旨は、委託業務の品質を確保し、責任の所在を明らかにすることにあります。従って、ご質問のありました事項が業務の内容に含まれる場合、原則としてその全部又は一部の処理を「第三者に委託し、又は請け負わせること」はできません。 ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はその限りではありませんので、企画提案書に業務実施体制を明記の上、事前に承認申請をしていただきますようお願いします。
5	【実施要領】2ページ 6.審査方法 (2) ③調査体制の充実度	「また常にリアルタイム景気状況等に対応しうる柔軟性はあるか。」は、具体的にどのような状況を指すでしょうか。	企画提案書の評価基準に関する質問は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けられません。（実施要領2ページ「4.質問」参照）